

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第2回） 議事要旨

1 日時

令和4年2月7日 午後5時30分～午後7時頃まで

2 協議会の方法

Web会議方式

3 議事要旨

(1) 意見交換

ア 対象となる「犯罪」を限定する根拠について

日弁連の構成員から、日弁連の法律援助事業において、対象となる犯罪を原則「生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪」等に限定し、財産犯を除外している根拠は、①生命等に対する犯罪が個人の尊厳の根幹を侵害するものであり、ニーズが高い、②刑事手続に付随した支援を想定しているため、民事上の支援により解決される財産犯は基本的に想定していない、③財政的な限界にあるとの説明があった。

これに対し、被害者支援弁護士制度を考える場合、その制度の趣旨目的をどういった点におくのかをより具体的に検討するとともに、弁護士による支援の具体的な効果を踏まえながら「犯罪」の限定について根拠付けをする必要がある等の意見があり、引き続き検討することとなった。

イ 支援ニーズについて

日弁連構成員から、現在日弁連が保有している支援ニーズに関するデータについて、提出の可否等を検討するとの説明があった。

また、日弁連の構成員から、犯罪被害者支援団体等からのニーズ調査の実施等についても検討するとの説明があった。

ウ 「犯罪」の認定手続について

「犯罪」の認定については、構成要件・違法・有責の各レベルのどこまでをどのように認定するかを検討する必要があるとの意見が出され、構成員において次回までに検討することとなった。

被害者参加制度など他の被害者支援制度においては、捜査機関など公的機関が「犯罪」を認定しているとの指摘に対し、日弁連構成員から、被害届提出前からの支援を必要とするのであれば、公的機関は関与し得ず、弁護士が認定するほかないとの意見が出された。

これに対し、いわゆる自己申告制では、法テラスによる援助の基準が曖昧で運用上の支障が懸念される、財政規律や予算執行の適正という観点からの問題が生じ得るとの意見が出され、援助の適正性を担保する資料や根拠の在り方、判断者の資質・能力について引き続き検討することとなった。

(2) 法テラスの犯罪被害者支援の取組について

法テラスから、犯罪被害者支援弁護士制度検討会や少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、現在検討している犯罪被害者支援の取組について報告があった。

①犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化により、犯罪被害者が弁護士による法的支援につながるまでの経済的負担を軽減する、②DV等被害者など相談場所へ赴くことが困難な方々に対する法律相談を電話・オンラインでも可能とする制度を恒久化することで、相談場所への移動が容易でない被害者の負担を軽減する。